

木城町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
木城町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	3
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4～6
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7
6	資料「学校と教師の業務の3分類」】	8

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本町の教育大綱では、「子どもから大人までのすべての町民が、生涯を通じて目標に向かって楽しく学び、文化的・健康的な生活を送れる環境を創り、未来を拓き木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりや調和のとれた人間力向上」を目指している。その実現には、教育を担う教職員が健康で、専門性を十分に発揮できる環境づくりが不可欠である。

本計画は、教職員の業務量を適切に把握・管理し、健康確保のための取組を進めることで、学校の働き方改革を推進し、子どもたちへのよりよい教育の提供につなげることを目的とする。

(2) 本町の現状

- 本町では、木城町学校運営管理規則において、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の上限を、1月当たり45時間、1年当たり360時間と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
月32時間	14%	0.3%

- 本町における教職員の時間外在校等時間の状況を見ると、平均としては上限時間内に収まっているものの、月45時間を超える教職員が14%存在し、月80時間を超える教職員も依然としてゼロにはなっていない。依然として長時間勤務の解消には課題が残っている状況である。

また、特定の教員に業務が集中する傾向が見られる。後期課程では、担任、校務分掌、部活動指導等を同時に担う教員もいる。前期課程においても、担任に加えて時間を要する役割等を担う教員の負担が大きくなっている。さらに、学校管理職、とりわけ教頭の在校時間が長時間化している。管理業務の多様性に加え、町内に学校が1校であることから、各種町行事への参画や町・地域からの依頼が学校に集中しやすいことも業務量増加の一因となっている。

これらの状況を踏まえると、教職員が子どもの教育に専念できる環境を整えるとともに、学校管理職が学校運営や人材育成に十分な時間を確保できる体制を構築することが喫緊の課題である。

- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を90%以上にする。
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる
- ストレスチェックにおける「総合健康リスク」の割合を100以下にする。
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

- 令和8年度～令和9年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 学校以外が担うべき業務の明確化と地域・行政による担い手確保

- 登下校時の見守り活動について、教育委員会が中心となり、地域住民等による見守り体制を整備している。今後も学校職員が担わない仕組みを維持・充実させる。
- 放課後及び夜間における校外巡回や補導時の対応について、保護者及び地域の役割を明確化し、緊急時を除き学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- 現在の学校徴収金については、公会計化されている。今後も必要な徴収金については、原則公会計化又は保護者による直接購入方式とする。
- 地域学校協働活動に関する連絡調整については、現在も教育委員会が担っている。

児相生徒の地域行事への参加に伴う連絡調整については、地域学校協働活動推進員が行うものとし、教頭に業務が集中しないようにする。

- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校で対応が困難な事案に対しては、教育委員会が中心となり、弁護士への相談や関係機関との連携等、学校が単独で対応しない体制を整備する。

(2) 教師以外の職員・支援スタッフの積極的活用による業務分担の適正化

- 各種調査・統計等への回答について、依頼数の縮減及びデジタル化を進めるとともに、教育職員の専門性に直接関わらないものは事務職員が中心となって対応する。
- 学校の広報資料やウェブサイトの作成・管理について、事務職員の参画を進め、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ICT 機器やネットワーク設備の保守・管理については、ICT 支援員を中心とした体制を構築している。今後も、適宜 ICT 活用に係る授業支援等を充実させ、教職員の負担軽減を図る。
- 学校施設・設備（プール、体育館等）の管理について、体育館や講堂の地域開放については教育委員が、プールの管理については、令和 8 年度中に学校外の協力体制を検討し、教育職員の関与を必要最小限とする。
- 校舎の開錠・施錠業務については、職員間の役割分担を見直し、特定の職員に負担が集中しない体制を整備する。
- 部活動について、地域展開・地域連携を推進し、活動日数・時間の基準を遵守する。令和 8 年度には全部活動に部活動指導員を配置し、土日を中心とした指導体制を構築する。また、令和 9 年度以降は、休日の部活動の地域クラブ活動化を推進する。

(3) 教師の業務であるが負担軽減を重点的に進める取組

- 給食時間における見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等の組織的な対応体制を構築して実施する。
- 授業準備に関する補助的業務（印刷、教材準備等）については、スクールサポートスタッフの活用及び ICT（生成 AI 等）の活用を推進する。
- 学習評価や成績処理に係る補助的業務については、デジタル技術（CBT テスト等）を活用することで、業務負担を軽減する。

- 学校行事の準備・運営について、事務職員及び支援スタッフとの協働を進め、業務の効率化を図る。
 - 進路指導に係る情報収集等について、関係機関や専門人材との連携を強化する。
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、スクールカウンセラーや校内教育支援センター支援員、福祉部局等との連携体制を強化し、教職員の負担軽減と支援の質の向上を両立させる。
- (4) 教育課程・校務運営の見直しによる業務量の適正化
- 教育課程の編成を見直し、授業時数の平準化及び教職員の準備時間の確保を図る。令和8年度から、長期休業の短縮により、授業日を確保することで、日々の教育活動にゆとりを生み出す。また、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、適宜見直しを行う。
 - 行事やイベントの実施に当たっては、その教育的意義を十分に検討した上で精選・統合を行い、教職員の過度な負担とならないよう配慮する。あわせて、校外からの各種依頼や連携事業への対応については、町雇用の地域コーディネーター等との連携を図り、教職員の負担軽減を推進する。
 - 放課後の活動時間については、教育職員の勤務時間内に適切に設定する。
 - 校務全般においてデジタル技術（生成 AI 等）を活用し、業務の効率化を推進する。
 - 授業準備の質の確保と教職員の業務負担の軽減の両立を図る観点から、デジタル教材や授業動画等の活用も含め、授業の進め方の工夫について検討する。
- (5) 教育職員の健康確保と働き方改革の推進
- 在校等時間が一定時間（一箇月に80時間）を超え、且つ疲労の蓄積が見受けられる教職員に対しては、医師による面接指導を実施する。
 - 勤務間インターバル（11時間を目安）の確保を推進し、十分な休息時間を確保する。
 - 健康診断及びストレスチェックを適切に実施するとともに、結果分析を踏まえて心身の健康管理を強化する。
 - 心身の健康に関する相談窓口を整備し、必要に応じて産業医等の助言を活用する。

- 年次有給休暇の計画的・連続的取得を促進する。(学校閉庁日7日間)
- 時差勤務制度を導入し、柔軟な働き方を推進する。(令和7年度から実施)

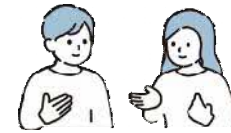
5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会HPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務新システムで把握し、その他の目標については、本町で実施するストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外 在校等時間が長時間となっている教育職員がいる場合や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている場合には、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進